

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県（病院事業管理者）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	70.9%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.4%	※2
全職員	66.1%	※3

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	－	※4
本庁課長相当職	84.3%	
本庁課長補佐相当職	82.2%	
本庁係長相当職	99.1%	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
３６年以上	95.1%	
３１～３５年	89.8%	
２６～３０年	76.9%	
２１～２５年	76.3%	
１６～２０年	83.5%	
１１～１５年	69.0%	※5
６～１０年	69.0%	※5
１～５年	58.2%	※5

説明欄

性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはありません。
なお、上記の差異が生じている主な要因は、以下のとおりです。

※1 「任期の定めのない常勤職員」を性別ごとに見ると、相対的に給与水準の高い職種である医師が占める割合が、男性職員は約31%であるのに対し、女性職員は約５%と極めて少ないため、差異が生じています。

※2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男性職員において、相対的に給与水準の高い職種である医師が全体の約68%を占めているのに対し、女性職員においては、医師が占める割合が約８%と極めて少ないことから、差異が生じています。

※3 全職員のうち「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性職員は約14%であるのに対し、女性職員では約28%となっており、相対的に給与水準の低い職員が女性職員に偏っています。

※4 令和５年度に滋賀県病院事業庁には本庁部局長・次長相当職の女性職員が在籍していなかったことから「－」としています。

※5 勤続年数１～15年目の職員について、男性職員の約37%を医師が占めているのに対し、女性職員に占める医師の割合が約７%と極めて少ないため、差異が生じています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県（病院事業管理者）

【追加公表項目】「任期の定めのない常勤職員」に係る職種別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

職種	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
医師	89.6%
看護師	100.3%
医療技術職	89.9%
医療事務等	77.0% ※6

説明欄

滋賀県病院事業庁では職種の分類ごとに給料表が分かれていることから、任期の定めのない常勤職員の男女の給与の差異について、職種ごとに公表しています。

職種の区分は以下のとおりです。

医師	…	医師・歯科医師
看護師	…	看護師
医療技術職	…	医師・看護師・医療事務等以外の職種
医療事務等	…	医療事務・一般行政・電気

※6 医療事務等における勤続年数10年以下の給与水準の低い職員について、男性職員は約36%であるのに対し、女性職員は約57%であることから差異が生じています。